

外国人労働者の雇用とサポート体制

問 外国人労働者に対するサポート体制は。

答 5年10月から企業との官民連携の実証実験により、10種類の言語に対応する行政情報をわかりやすく発信する多文化共生コミュニケーションツール「わかる」というウェブサイトを公開し、防災、防犯、子育て、教育、ゴミの出し方などの生活情報やお祭りなどのイベント情報、そして、日本語教室の開催などのお知らせ情報を掲載している。実証実験は6年度末で終了する予定だが、利用状況を踏まえ、外国人に対する情報の伝達方法やサポート体制について、関係部署と連携しながら、検討していく。

子ども・若者総合相談センター

問 市における設置の予定は。

答 関係する機関と協議、検討していく。

職員の職場環境改善の取り組み

問 病気休暇に占めるメンタルヘルス不調の割合は。

新政ちちぶ 小松 穂波



答 現在、病気休暇を取得している職員は5人。うちメンタルヘルス不調を理由とする職員は3人おり、病気休暇取得職員の60%である。

問 今後の改善と展望は

答 6年9月1日付けで「秩父市職員倫理規程」を施行し、市独自の内容として「ハラスメントの禁止」も規定した。内容はホームページへも掲載している。

日本で就労する外国人のカテゴリー（総数204.9万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。	
① 就労目的で在留が認められる者（いわゆる「専門的・技術的労働者」） ・一部の職種について、上記目的の就労を「我が国の産業及び経済生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。	約59.6万人
② 特定活動 （経済活動に資する外国人労働者、介護福祉士候補者、ワーキングホリデーなどが含まれる） ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、種々の許可の内部により職種を受け持つ活動の範囲が定められている。	約7.2万人
③ 技術実習 ・技能実習を通じた国際交流と向上への国際貢献が目的。 ・平成22年7月1日施行の改正入国法により、技能実習生は入国1年経過後、期間満了のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなった。	約41.3万人
④ 資格外活動（留学中のアルバイト等） ・本邦の在留資格の活動範囲を定めない「期間内（1回24時間以内）で、帰国と認められる場合に、継続を受ける活動の範囲」。	約35.3万人
⑤ 身分に基づき在留する者（「永住者」「日本国の国民等」） ・「（永住者）」「（日本国の国民等）」 ・これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、様々な分野で職に就くことができる。	約61.6万人

厚生労働省のホームページから「日本で就労する外国人のカテゴリー」

「影森グラウンド」工事に おける高額な「管理費」

問 通常、現場管理費は、純工事費の5%〜10%、一般管理費は、純工事費と現場管理費の合計の、10%前後と言われている。つまり「管理費」として支払われる金額（現場管理費と一般管理費の合計）は、「純工事費の20%」が適正と思われるが、今回の影森グラウンドは「当初契約」と「変更契約」を合わせると、9822万4600円と高額で、純工事費2億1706万円の45.2%となる。通常20%とされる管理費の倍以上の金額が、今回支払われているが、億単位の公共工事において、こんなに多額の管理費を、いつも市として支払っているものなのか。もし今回だけが特別なのであれば、その理由を伺いたい。

答 適正な金額と思われる。

問 6月定例会で質問したものの答弁にたいしてなかった、追加工事として金額の決まっていなかった「支出負担行為」の手続きが行われているものを、法令上発注できるものなのか「地方自治法第232条」についての答弁をお願いしたい。

答 建設業法上、問題ない。

市民クラブ 宮前 昌美



問 3月定例会の中で、市長から「今までの私の議員経験もありますので、その中では県議会のほうでもそういう経験もありました。」との答弁がなされている。法令違反ではないかと指摘している「地方自治法第96条」についてと思われるが、市長の「そういう経験」とはどのような経験か。

答 先程の副市長・市民部長の答弁のとおり。

影森グラウンド 変更契約書・総括表より抜粋 (千円単位四捨五入)	
・純工事費	2億1,706万円
【現場管理費】	5,723万円
【一般管理費】	4,099万円
管理費 計	9,822万円
・工事請負総額	3億1,718万円
* 工事総額に対する管理費は、45.2%にのぼる	

市議会インターネット中継から、詳細がご覧いただけます

◎学童保育室の現状と今後
◎企業主導型・保育事業「ベビースタター利用者支援事業」

防災対策

問 6年8月末、非常に発達した勢力で九州・四国地方に上陸した台風10号は、埼玉県を含む21の道県へ大きな被害をもたらした。また、近年数十年に一度、あるいは50年に一度と言ったようなゲリラ豪雨や線状降水帯による大雨の被害が日本各地で発生しているが、市の対応策は。

答 大雨に備え、気象庁ホームページで公開している「キキクル」などを活用し対策にあたっている。
問 豪雨や夜間で避難所、避難場所へ行けない方の対応は。

答 市では、大雨警報、土砂災害の発表で自主避難所を開設する。高齢者等の避難となる警戒レベル3が発令されたら、高齢者以外の方も必要に応じ避難の準備をし、危険を感じたら自主的に避難をお願いしたい。気象情報や避難情報をテレビやラジオ、防災無線や安心・安全メールなどで収集していただき、早目の避難をお願いしたいが、外に出るのが危険だと判断した場合は自宅のできるだけ上の階や近くにある頑丈な高い建物に避難するなど「垂直避難」を選択して欲しい。



消防団員による消火活動の様子

問 消防団員の確保について、今後の対応は。

答 地元の知り合いなどから直接勧誘され入団する例が多い。現場の声を聴きながら、活動環境の改善に取り組み、引き続き新規消防団員の確保に取り組んで行く。

●有害鳥獣対策

問 熊による被害の状況は。
答 人身被害は元年度以降発生していない。物損事故は、6年8月末時点で6件。主な被害は養蜂箱、ごみ置場等が荒らされるなど。



まほろば
坂本 勝幸
さかもと かつゆき

秩父市行政アドバイザー

問 「秩父市行政アドバイザー」の役割・任期・身分・報酬は。

答 平成15年、合併前の旧秩父市において、行財政改革を強力に推進するとともに、限られた財源を市民のために効率的かつ効果的に活用することを目的として、優れた専門的知識を行行政営に活かすための「秩父市行政経営アドバイザー」制度を導入した。その後、新秩父市でも同制度を引き継ぎアドバイザーから助言・提言をいただいていたが、市民ニーズや事業の多様化など、事業分野ごとに専門的な助言・提言が必要となる場面が増えたと考え、平成23年に現在の「秩父市行政アドバイザー」制度へと移行した。行政アドバイザーは、行政経営全般に関する「行政経営アドバイザー」と、特定の分野に関する「事業推進アドバイザー」に区分され、行政経営アドバイザー3人、事業推進アドバイザー10人の計13人となっている。委嘱により任期1年以内で就任しており、謝金等は「秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を準用して支払う。業務の状況に応じ個別



9月9日に開催された6年度第1回
秩父市行政アドバイザー会議

に委託業務などを依頼し、別途委託料などを支払っている。
助言・提言の内容では、関西学院大学の稲澤克祐氏には、行政経営について幅広くご支援いただいているほか、行政評価制度に関する業務委託をしている。社会福祉法人埼玉医大福祉会の手嶋顕久氏、元公益財団法人埼玉県下水道公社の大久保伸一氏、埼玉医科大学の小野寺亘氏は、秩父市立病院建設計画策定委員会の委員として携わっていただいている。



市民クラブ
浅海 忠
あさうみ ただし

高齢者社会を考える

問 団塊の世代が高齢期に入ると、身寄りのない高齢者が急増する。市の現状と、高齢者の見守りや介護などの支援を充実させ、地域で安心して生活できる環境整備の取り組みは。

答 65歳以上の世帯で算出すると6年4月1日現在9158世帯。総世帯数2万6117世帯に対して35・1%。1人世帯は、男性1969人、女性3513人、合計5482人で総世帯数に占める割合は21%となっている。今後は、効果的な終活支援の取り組みを研究すると共に、住み慣れた地域で安心して生活できるよう適切な支援体制の充実を目指す。

問 子どもを性暴力から守ることを目的として、「子ども性暴力防止法」が6年6月の通常国会で可決成立した。8年度までに制度が開始される予定で、ガイドラインの策定が進められている。現段階での市の取り組みは。

子ども性暴力防止法

この法律に先行して「児童生徒の性暴力等の防止に関する取組」を既に実施している。策定さ

れるガイドラインに沿った対応を関係機関と連携して推進する。

障がい者の移動支援

問 3月定例会で、7年度からの予算の増額を訴えた。前向きな答弁をいただいたが、事業継続のための予算増額の具体案は。

答 燃料費や人件費の高騰で事業者の負担が大きいかも理解している。他地域の基準額を参考に、4町と基準額の適正化について協議を進める。



公明党 本橋 貢
もとはし みつぎ



子ども性暴力防止に向けた総合的な対策の推進	
学校設置者及び民間教育保育事業者による児童性暴力被害の防止等のための措置に関する法律（通称「子ども性暴力防止法」） ＞ 本制度を前身として子ども性暴力防止に向けた協働体制 ＞ 子ども被害防止が中心となって教育全体・関係機関を挙げて総合的な対策を推進	協働の推進
学校設置者等（第2条第3項）：学校、児童福祉施設等の法律で規定される事業者 民間教育保育事業者（第2条第5項）：学校、児童福祉施設等以外の法律で規定される事業者	協働の推進
学校設置者等及び民間教育保育事業者の義務 ○ 学校設置者等（第3条第1項）：学校、児童福祉施設等の法律で規定される事業者は、児童性暴力被害の防止のために、児童性暴力被害の防止に関する措置を講ずるものとする。 ○ 民間教育保育事業者（第3条第2項）：民間教育保育事業者は、児童性暴力被害の防止のために、児童性暴力被害の防止に関する措置を講ずるものとする。	協働の推進
子どもの安全を確保するための措置 （学校設置者等、民間教育保育事業者）（第4条第1項） （1）子どもの安全を確保するために必要と認めるときは、児童性暴力被害の防止のために、児童性暴力被害の防止に関する措置を講ずるものとする。 （2）児童性暴力被害の防止のために必要と認めるときは、児童性暴力被害の防止に関する措置を講ずるものとする。 （3）児童性暴力被害の防止のために必要と認めるときは、児童性暴力被害の防止に関する措置を講ずるものとする。	協働の推進
再犯防止のための措置 （学校設置者等、民間教育保育事業者）（第4条第2項） （1）児童性暴力被害の防止のために必要と認めるときは、児童性暴力被害の防止に関する措置を講ずるものとする。 （2）児童性暴力被害の防止のために必要と認めるときは、児童性暴力被害の防止に関する措置を講ずるものとする。 （3）児童性暴力被害の防止のために必要と認めるときは、児童性暴力被害の防止に関する措置を講ずるものとする。	協働の推進
子どもの安全を確保するための措置 （学校設置者等、民間教育保育事業者）（第4条第3項） （1）児童性暴力被害の防止のために必要と認めるときは、児童性暴力被害の防止に関する措置を講ずるものとする。 （2）児童性暴力被害の防止のために必要と認めるときは、児童性暴力被害の防止に関する措置を講ずるものとする。 （3）児童性暴力被害の防止のために必要と認めるときは、児童性暴力被害の防止に関する措置を講ずるものとする。	協働の推進

子ども家庭庁資料より

ブレーキ踏み間違い防止装置助成

問 全国的にブレーキ踏み間違いの事故が多く発生しているが、ブレーキ踏み間違い防止装置助成の考えは。

答 ブレーキ踏み間違い防止装置を設置することで、踏み間違いによる事故を未然に防ぐ事ができ、一定の効果は期待されるが、国の補助も終了しており、独自に実施している自治体も少ない状況。市では、高齢者に対し免許返納を推進しており、今後は、免許返納しやすい環境の整備に努める。

墓じまいの費用助成

問 聖地公園墓所の墓じまいに対する補助金の考えは。

答 墓じまい時の助成については、墓所撤去工事、永代使用料を一定割合返還するケース、墓じまいに伴い合葬墓を利用する使用料の免除などがある。県内で公営墓地を持つ8自治体のうち、秩父市を含む4団体で永代使用料の還付制度を実施している。

婚姻届の記入例

問 現在は夫の欄にチェックが入っているが、見直す考えは。



公明党 大久保 進
おおくぼ すずむ

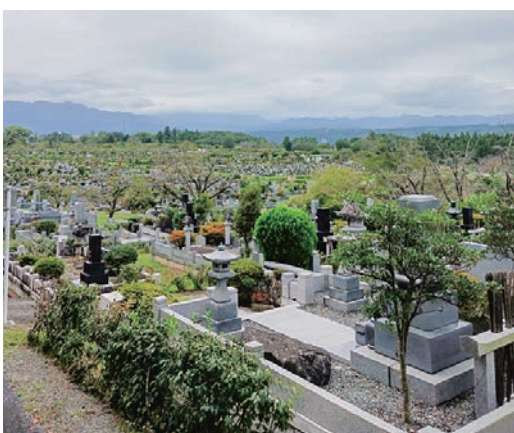


答 記入例は、「わかりやすいこと」と、「一般的なこと」などが求められる。「一般的なこと」は時代とともに変わってくることから、記載例も状況に応じて、見直しを行っていく必要があると考える。

女性防災担当職員の配置

問 現状は。

答 現在1人の女性職員が危機管理課に配属されている。体力的にハードな業務も存在することから、女性職員の増員配置についてはさまざまな面も考慮し、検討する。



合葬墓の利用も増えている聖地公園

県道秩父荒川線の危機管理

問 県道秩父荒川線のミューズパーク入り口交差点から久那小学校方面へ向かう一部路線で、歩道が整備されておらず、道路面のひび割れや防護フェンスの破損などが見られる。危険箇所について、県への改善要望は。

答 県によると、道路面のひび割れなどを、道路パトロールなどで定期的に確認しており、フェンスも修繕工事を発注済とのことである。市としても適切な維持管理をお願いし、歩行者の安心安全の観点から、引き続き歩道の整備を要望していく。

● 創業支援

問 創業支援の現状と、起業家教育の今後の計画は。

答 創業塾を実施しているほか、創業者フォローアップ事業、リノベーション創業支援補助金の両輪で支援を行っている。創業に無関心な層への起業家教育は、ちちぶ地域創業支援等事業計画が改訂時期となるため、創業機運醸成の強化に関しても計画に盛り込むよう検討する。

● ふるさと納税

問 クラウドファンディング型ふるさと納税のこれまでの実績と今後の推進は。

答 過去、「雲海ライブカメラ設置」と「ポテくまくん雨がっぱ製作」で実施したが、ライブカメラは未達成、雨がっぱでは達成した以降は実施していないが、ふさわしい事業があれば導入を検討する。

まほろば 宮川 浩司
みやがわ ひろし



安全対策が望まれる県道72号

要配慮者に対する防災施策は万全か

問 災害時において、特に配慮や支援が必要となる人々（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）が利用する施設について、土砂災害防止法が平成29年6月に改正され、避難体制の強化が図られた。管理者等は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務化された。市における土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設はいくつあるのか。また、それらの施設において、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況は。

答 現行の地域防災計画では、19施設となっているが、大滝国民健康保険診療所が移転したことにより、現在は18施設になっている。避難確保計画については、既に作成され市に提出済みである。避難訓練については、地域防災計画を6年3月に修正したため、6年度から実施していただくことになる。管理者には、避難訓練実施の義務化を周知している。

問 一般の避難所での生活が難しい要配慮者が避難する指定福祉避難所について、現在の収容人数は333人となっている。市における現在の要配慮者人数と合致して

いないと思うがどうか。

答 収容人数については、圧倒的に足りていない状況である。引き続き増やす努力をしていく。

問 福祉避難所は、医療的なケアが必要な方々が多く避難する場所であり、医療機関との連携も重要となるがどのようなになっているのか。

答 災害時には、医師会と連携が取れるよう協定を締結している。

無会派 黒澤 秀之
くろさわ ひでゆき



◎祭りの担い手確保に向けたふるさと納税の活用
◎椿森諏訪神社附設舞台屋根修繕

運転免許証返納後の 高齢者の移動支援は



かさほら



まほろば 笠原 宏平

問 高齢者が運転する交通事故が年々増えている中、警視庁では免許証の自主返納を進めている。返納をしたいが1人で病院、買い物等に行く移動手段が制限されてしまうため、返したくても返せない高齢者への市の対応は。

答 現在、吉田・大田地域では乗り降り自由な乗合タクシーを運行している。荒川・大滝地域では、医療機関への通院のための移送サービスを、月1回、第3金曜日に行っている。

問 いつでも制限なしで利用できる移動手段を確立し、免許証返納後も不自由しない地域づくりを考えているか。

答 他自治体を参考に検討する。

●今後のドローン事業

問 4年9月に発生した中津川地区の土砂崩落事故の時、全国初のドローン飛行輸送を成功させ、食料品や医薬品等の運搬した経緯があり、6年6月からドローン操縦者技能証明書取得支援補助金を開始したが、今後のドローン事業は、静岡県浜松市と秩父地域の2

か所が選定され、今後、官民連携のコンソーシアムを設立。9月21日には地場産センターで、ドローンレース大会等イベントを企画している。ドローン先進地を目指す。

●有害鳥獣対策と猟友会

問 猟友会はパトロールや捕獲、また農家に被害に合わぬようアドバイスを行っている。身体的・経済的リスクを伴う活動に対し支援ができるか。

答 活動に対する支援に別途上乘ができるか研究していく。

支援物資を配送するドローンの
実証実験

高すぎる国民健康保険税 を引き下げて



いであし



無会派 出浦 章恵

問 県が示している保険税の水準統一で、9年度の国保税はいくらになるのか試算をした。45歳夫婦、中学生1人、高校生1人、所得300万円の片働き世帯の場合、6年度39万6300円、9年度は59万4600円となり、19万8300円ほど高くなると思うがどうか。

答 近い金額になると思われるが、保険税の急激な増額が被保険者の負担とならないよう検討していく。

問 法定外繰り入れをやめれば、被保険者が払う保険税は高くなることは明らかである。国では、赤字補填目的以外の法定外繰り入れは解消する必要がある、法的には禁止していないことが、県議会で確認されている。国に公費1兆円を求め、基金等の活用で、市民負担の軽減を図る考えは。

答 国は、決算補填等目的の法定外繰入金のみを市町村において削減・解消に取り組み赤字と定義しているが、県は決算補填等以外の法定外繰入金についても削減・解消に取り組みよう示している。国保の安定した運営のために、将来的な方針は踏まえつつ、どのように市民の急激な負担増を抑制して

マイナ保険証じゃなくても 大丈夫！

保険証廃止後は、資格確認書が交付されます。



いくべきか検討する。

問 マイナ保険証は任意であるが、半ば強制的に進めている。あわせて、トラブル続きのマイナ保険証の利用登録解除も10月末から可能となるが、市民への周知徹底を。

答 マイナンバーカードの保険証利用については任意であり、正しい資格情報により、安心して医療の提供を受けることができるよう、正確な情報を、市報、ホームページ等で周知していく。利用登録解除は正式な通知がきていないが、今後の指示を確認し対応する。

地元小規模事業者支援



無会派
金崎 昌之
かなさき まさひろ

問 今夏は「令和の米騒動」と騒

がれ、スーパーから米が消えたり米価が上がったりした。その一方で、土地改良を施した「小柱たんぼ」では高齢化の影響等から作りたくても作れない状態にあり、その多くが不耕作となっている。「小柱たんぼ」の今後の対策は。

答 地元の意見や考えを踏まえ、県と連携して地域外からの担い手を耕作者として迎え入れるような調整を図りたい。

● 広報・広聴事業の役割

問 市民と市とが力を合わせた「協働」によってこそ「まちづくり」は力強く前進するものだと思う。それには、しっかりとした「情報の共有」が必要で、そのための「広報・広聴が果たす役割」は極めて重要だと思うがどうか。

答 広報・広聴事業は、市からの情報提供と市民からのニーズ把握の双方向のやり取り。市民との協働によるまちづくりのため、また、開かれた市政推進のために大きな役割を担っている。

● 若手市職員の早期退職

問 全国的にも、また市でも「若手職員の早期退職」という課題があると聞く。実態と対策は。

答 ここ毎年2〜7人と、若手の複数の早期退職者が出ている。辞める理由は「他にやりたいことがある」が最も多い。防止対策としては、職務の状況や意見・要望等を自由に記載できる「業務状況調査」の実施や、部局長を通じた「ヒアリング」を実施し、緊急性のあるものには「個別相談」で速やかに対応している。



不耕作地が目立つ収穫期の小柱たんぼ

ハートがなけりゃSNSじゃない！

問 ネットいじめが深刻な社会問題となっているが、児童生徒にタ

ブレット端末を貸与する際の指導は。また教職員への研修等の実施は。

答 機器の操作法とともに、毎月県から発行される「ネットトラブル注意報」等を用いてモラルやリスクに関する指導も行うことでインターネットリテラシーの向上に努めている。また教員に対して、SNSの利用とその危険性やネットトラブルへの対応等についての研修を実施している。

問 SNSを介してのいじめは。

答 小中学校ともに増加の傾向にあるが、見えない部分が大きく、家庭のほか、企業、警察等の関係方面とも連携し、情報共有を進めながら防止に努めたい。

問 近年、国内自治体でインターネット上の誹謗中傷等の被害者支援・防止等に関する条例制定が進められているが、市長の考えは。

答 他の事例等を研究し、市の責務および市民の役割という観点から前向きに検討したい。

● 市職員の今後の人材育成

問 昨年末、総務省が地方公共団体の人材育成・確保に関する指針を26年ぶりに全面改正したが、市の今後の取り組みは。

答 総務省の新指針を受け、高齢化と生産年齢人口の減少が進む情勢下で高度化・複雑化する行政課題に対応するべく、平成28年策定の「秩父市人材育成基本方針」の見直しの検討を行っている。特にデジタル人材の育成と確保は急務であり、外部からの高度専門人材の起用の検討や内部人材のDX推進リーダーへの育成等を進めたい。



まほろば
高野 佳男
たかの よしお



ハートがなけりゃ SNS じゃない！
(総務省ホームページから)

市民の憩いの場としての 市民プールの設置



市民クラブ 木村 隆彦
きむら たかひこ

問 この夏、多くの市民の方から、市にも新たな市民プールが欲しいとの要望をいただいた。市民からの要望としては、ミューズパークのような大規模のものではなくても、小規模な水に親しむプールでもよいので、どこかに作ってほしいというものである。ミューズパークの市民プールも令和2年にプールの破損が発見されて、その後4年間使用することなく、長年放置されている。今後、改修することによりプールとして継続するのか、廃止して解体するのか。プールとしての機能を転換し、プール以外の施設として活用するのか。また、解体した場合の跡地の利用等についての考えは。

答 現在策定作業を進めている「公園施設長寿命化計画」において、当該プール施設全体の更新費として、およそ19億7千万円が必要であることが試算されている。今後、大規模改修を行い現在のプールを存続させるのか、規模を縮小して再整備を行うのか、または、解体し跡地を別の施設として活用していくのかについては、いずれにしても多額の費用が必要に



多くの市民が楽しんだミューズパークのプール

市議会を 傍聴してみませんか？

傍聴される際に、特別な手続きや事前の予約は必要ありません。傍聴を希望する日に、市役所本庁舎4階の「傍聴受付」にて、資料を受け取り、傍聴席にお入りください。

市政を知る機会として、ぜひ、お気軽にお越しください。



12月定例会の予定

日 程	議 事
11月20日(水)	開会、議案説明
25日(月)	議案に対する質疑
26日(火)	文教福祉委員会
27日(水)	総務委員会
28日(木)	まちづくり委員会
12月 5日(木)	一般質問
6日(金)	
9日(月)	
13日(金)	委員長報告、採決、閉会

※各日、午前10時開会予定です。
※議場は、本庁舎の4階です。
※日程は、定例会初日に正式に決定されるため、都合により変更になる場合があります。

編集後記

9月定例会では、5年度歳入歳出決算10件、条例の一部改正4件、補正予算8件の計22件の議案が提出されました。決算10件については、決算審査特別委員会に付託され継続審査に、残りの12件は最終日に本会議において可決されました。

今回も市政の重要な案件を審議しました。市民の皆様にはわかりやすく身近な「市議会だより」としたいと思っています。また、市議会ではインターネット録画配信も行っておりますので、参考にしていただきたいと思います。

今年の夏は特に酷暑となりました。皆様方におかれましては、お体をご自愛され、健康に過ごせますようご祈念申し上げます。

令和6年9月 内田 均 記

編集委員

委員長
副委員長
委員

本橋 内田 出浦 黒澤 小松 宮前 宮川 高野 浅海
章 秀 穂 昌 浩
貢 均 恵 之 波 美 司 宏 忠

